

# 現場説明書

静岡県立こころの医療センター

| 現場説明日時・会場 | 現場説明は行わない。   |     |     |     |  |
|-----------|--|-----|-----|-----|--|
| 工事名       | 平成 22 年度地方独立行政法人静岡県立病院機構<br>静岡県立こころの医療センター北 1 病棟改修電気設備工事   |     |     |     |  |
| 工事箇所      | 静岡市葵区与一 地内   |     |     |     |  |
| 工事範囲      | 規模・構造等   |     |     |     |  |
|           | <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築物</td> <td>病棟 9, 161.55 m<sup>2</sup>のうち、北病棟の 1 階 1, 188.26 m<sup>2</sup>、及び周辺外構<br/>上記に係る改修電気設備工事<br/>(特記仕様書、図面及び設計書は別添のとおり)</td> </tr> </tbody> </table>   | 名 称 | 概 要 | 建築物 | 病棟 9, 161.55 m <sup>2</sup> のうち、北病棟の 1 階 1, 188.26 m <sup>2</sup> 、及び周辺外構<br>上記に係る改修電気設備工事<br>(特記仕様書、図面及び設計書は別添のとおり) |
| 名 称       | 概 要  |     |     |     |  |
| 建築物       | 病棟 9, 161.55 m <sup>2</sup> のうち、北病棟の 1 階 1, 188.26 m <sup>2</sup> 、及び周辺外構<br>上記に係る改修電気設備工事<br>(特記仕様書、図面及び設計書は別添のとおり)   |     |     |     |  |
| 工 期       | 契約締結の翌日から、平成 22 年 12 月 10 日まで  |     |     |     |  |
| 契 約       | 契約書の締結は落札の決定日から 7 日以内とする。  |     |     |     |  |
| 債務負担      | 無  |     |     |     |  |
| 工程表等の提出   | <p>請負者は、契約締結後所定の期日以内に次の書類を作成し監督員を通じ、それぞれ提出すること。なお、静岡県建設工事執行規則（以下「工規」という。）の諸規程を準用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 工程表(2 部 10 日以内)<br/>(工規第 20 条第 1 項、様式第 9 号)</li> <li>2 請負代金内訳書(1 部 10 日以内)<br/>(工規第 20 条第 3 項、様式なし)</li> <li>3 主任技術者等通知書 (2 部 10 日以内)<br/>(工規第 22 条、様式第 11 号)</li> <li>4 主任技術者等の経歴書 (2 部 10 日以内)<br/>(工規第 22 条、様式なし)</li> </ol> |     |     |     |  |
| 工事工程月 報   | <p>請負者は、月末における工事の進捗状況を翌月の 10 日までに監督員を通じて報告する。<br/>(2 部) (工規第 20 条第 2 項、様式第 10 号)</p>   |     |     |     |  |
| 現場作業の着手   | <p>契約締結後速やかに、現場組織、安全管理及び仮設計画等を含めた総合施工計画書を監督員へ提出すること。(様式なし)<br/>工事の着手に先立ち、実施工程を提出し、監督員の承諾を得ること。</p>   |     |     |     |  |
| 支払関係      | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 前払金 (工規第 42 条) <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 前払金は請負代金額の 10 分の 4 以内の額 (万円未満切捨て) とする。</li> <li>(2) 前払金を受けようとするときは、工事完成期日を保証期限とした公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社 (以下「保証会社」という。) の発行する保証証書を発注者に寄託すること。</li> </ol> </li> </ol>  |     |     |     |  |

|  |  |
|--|--|
|  | <p>2 中間前払金</p> <p>(1) 中間前払金は前払金に追加して、請負代金額の10分の2以内の額（万円未満切捨て）とする。</p> <p>(2) 前払金の支払を受けた後、中間前払金を受けようとするときは、当該前払金に追加して行う中間前払金に関する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託すること。</p> <p>(3) 中間前払の条件は、当該契約に係る工期の2分の1を経過し、かつ、工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該建設工事に係る作業が行われており、既に行われた当該建設工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであることについての認定を受けたものとする。</p> <p>3 部分払金（工規第45条）</p> <p>部分払金の額は出来形部分及び製造工場等にある特殊な工場製品に相応する請負代金相応額（以下「出来形金額」という）の10分の9以内の額（万円未満切捨て）とする。前払金及び中間前払金を受けたときは、出来形が、現になされた前払金及び中間前払金の請負代金額に対する割合に10分の1を加えた率以上に達したときにかぎる。なお、2回目以降については前回までの部分払金を差し引いた額とする。請求回数は入札説明書（契約書）に記載のとおり。</p> <p>計算方法</p> $\text{部分払金の額} = A - B$ $A = \text{出来形金額} \times 9 / 10 \quad \dots \text{万円未満切捨て}$ $B = \text{出来形金額} \times (\text{前払金額} + \text{中間前払金額}) / \text{請負代金額} \dots \text{万円未満切上げ}$ <p>4 完成払</p> <p>(1) 完成払は、建物の引渡し完了後請求できるものとする。</p> <p>(2) 請求書に工事内容が分かる写真（サービス版）を添付すること。</p> <p>5 支払の時期</p> <p>(1) 前払金……………請求書受理後14日以内</p> <p>(2) 中間前払金……………請求書受理後14日以内</p> <p>(3) 部分払……………請求書受理後14日以内</p> <p>(4) 完成払……………請求書受理後40日以内</p> <p>その他の事項</p> <p>本工事は議会の承認を要しない。</p> <p>建設業退職金共済制度等の加入</p> <p>請負者は、建設業退職金共済制度等の証紙購入時に金融機関が発行する発注者用の「掛金納入書」を、契約締結後30日以内に提出すること。</p> <p>火災保険等</p> <p>請負者は工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）等を火災保険その他の保険に付すること。</p> <p>なお保険契約を締結したときは、その証券を遅滞なく提示すること。</p> <p>変更契約</p> <p>1 変更契約は、その必要が生じた都度書面をもって協議して行う。</p> <p>（工規第11条第2項、様式第5号）</p> <p>ただし、軽微な変更の場合は、工事完了のときまでに行う。</p> <p>2 提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工期延長願 請負側に起因する場合は延長願を提出する。<br/>（工規第30条準用、様式第14号）</li> <li>・ 変更契約書 2部<br/>（工規第11条第2項、様式第5号）</li> <li>・ 変更工程表 2部<br/>（工規第30条準用、様式第15号）</li> </ul> |
|--|--|

|                        |  |
|------------------------|--|
| <p>完成時の<br/>提出書類</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・完成届出書 (2部) (工規第39条、様式第16号)</li> <li>・完成写真 (1部、サービス版写真帳：支払い用)</li> </ul>  |
| <p>引渡し時の<br/>提出書類等</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・引渡書 (3部)</li> <li>・鍵類 (3本/組)</li> <li>・工事写真帳 (1冊、完成写真を含む)</li> <li>・完成写真アルバム (1冊 キャビネサイズ)</li> <li>・完成図 (二つ折製本1部)</li> <li>・施工図 (二つ折り製本1部)</li> <li>・保証書 (1部)</li> <li>・各種試験成績表 (1部)</li> <li>・各種試験合格証 (1部)</li> <li>・機器取扱説明書 (2部、原本と写し)</li> <li>・予備品 (一式)</li> <li>・下記データを記録させたCD-R及び電子媒体納品書(紙) <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 工事工程表(変更工程表を含む) (2) 主任技術者・現場代理人等通知</li> <li>(3) 完成図 (4) 施工図 (5) 完成写真 (6) 工事写真 (7) 工事工程月報(最終分)</li> <li>(8) 下請負人通知書(最終分)</li> </ul> </li> </ul>  |
| <p>瑕疵担保</p>            | <p>建築工事(鉄筋コンクリート造、鉄骨造他)2年間、木造又はこれに準ずる建築物及び設備工事(電気、衛生、空調、昇降機、電話、自家発)1年間とする。</p>   |
| <p>下請関係</p>            | <p>1 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び静岡県発注建設工事に係る建設生産システム合理化指導要綱を遵守すること。</p> <p>(1) 下請人の通知</p> <p>1) 工規第15条第2項により、下請契約を締結したすべての工事について下請人の通知をすること。(様式第8号)</p> <p>2) 下請契約の締結<br/>発注者の求めに応じ、下請契約書の写を提出すること。</p> <p>(2) 施工体制台帳の整備</p> <p>1) 施工体制台帳は、工事の一部を他の建設業者に請負わせる場合で、下請契約の総額が建築一式工事のものは4,500万円以上(建築一式工事以外のものは3,000万円以上)の場合整備し、施工体制台帳の写しを提出すること。<br/>また、施工体制台帳を作成する場合は、二次以下の下請契約についても請負代金を明示した下請契約書の写しを添付すること。</p> <p>2) 施工体制台帳は、下請契約台帳、再下請契約届出書及び施工体系図よりなるものとし、その整備については、次のとおりであること。</p> <p>ア 下請契約台帳(様式は要綱第2号に示すもの、又はこれに準拠するもの)<br/>請負者が、その建設工事の一部を他の建設業者に請負わせて施工する場合に作成すること。</p> <p>イ 再下請契約届出書(様式は要綱第3号に示すもの、又はこれに準拠するもの)<br/>下請契約における受注者が、その請負った建設工事の一部をさらに他の建設業者に請負わせて施工させる場合に作成すること。<br/>下請契約が数次にわたる場合には、順次上位請負者を經由して請負人へ提出すること。</p> <p>ウ 施工体系図(様式は要綱第4号に示すもの、又はこれに準拠するもの)<br/>請負者が下請契約台帳及び再下請契約届出書に基づき作成するとともに工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示すること。</p> <p>(3) 建設退職共済組合への加入<br/>工事完成届の提出と同時に当該工事に係る退職金共済証紙の受払簿の写を提出すること。</p> |

|                               |   |
|-------------------------------|---|
| <p>材料及び製造所等の報告を求め<br/>るもの</p> | <p>1 建築工事（※解体工事は不要）<br/> (1)生コンクリート、(2)鉄筋、(3)鉄骨、(4)防水材料、(5)塗装材料、(6)タイル、<br/> (7)ガラス、(8)金属製建具、(9)内外装材、(10)左官、</p> <p>2 機械設備工事<br/> (1)使用材料、使用機材すべて</p>   |
| <p>その他の<br/>事項</p>            | <p>1 監督員事務所 有<br/> インターネットに接続したパソコン（WindowsXP 以上） 1 台</p> <p>2 工事期間中の仮設または試験用の電気料金および水道料金は、施設管理者と協議のうえ、引渡し時点において精算すること。</p> <p>3 特に注意する安全対策等<br/> (1) 建設地周辺の環境保全に努め、近隣住民に配慮し工事を行うこと。<br/> ・ 施設管理者・施設利用者並びに周辺道路通行者の安全確保に万全を期すこと。<br/> ・ 工事関係車両は、一般交通の支障とならないように配慮し、交通安全には万全を期すこと。<br/> ・ 工事による振動・騒音等の発生の防止に努める。<br/> ・ 工事関係車両による周辺道路等の汚損防止対策を行う。<br/> ・ 1日当たりの工事車両が多い場合には、敷地への経路は県が別途指示する経路とする。<br/> ・ 材料等の飛散防止に努める。<br/> ・ 作業時間を厳守する。<br/> (2) 関連工事との調整を十分に行うと共に、工事の円滑な推進、安全の確保を図ること。<br/> (3) 工期短縮等のため、施工法、物品調達方法等施工VE（バリュー・エンジニアリング）を積極的に提案すること。<br/> (4) 各種法令等を遵守すること。<br/> (5) 交通整理員を適正に配置すること。<br/> (6) 本工事において発生する産業廃棄物について、廃棄物の分別、収集、再生工場でのリサイクル、工場での製品加工、梱包材や養生材の簡素化、その他必要な事項について計画書を作成し、監督員に提出し廃棄物減量化に努めること。<br/> (7) 落札者は入札後、契約書作成までの間に「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」第13条第1項で定める下記事項を記載した書面を契約担当者に提出すること。<br/> ①分別解体等の方法<br/> ②解体工事に要する費用<br/> ③特定建設資材廃棄物の再資源化等をするための施設の名称及び所在地<br/> ④特定建設資材廃棄物の再資源化に要する費用<br/> (8) 枠組み足場を設ける場合には、「手すり先行工法に関するガイドライン（厚生労働省平成15年4月）」により、設置については同ガイドラインに基づく働きやすい安心感のある足場とし、二段手すりと幅木の機能を有する部材があらかじめ備えられた手すり先行専用足場とするか、または改善措置機材を用いて手すり先行専用足場型と同等の機能を確保するものとする。</p> <p>4 請負者には設計CADデータを貸与するので、参考にすること。提出するCADデータの形式については監督員の承諾を得ること。</p> <p>5 監督員の指示を受けた場合は、電子ファイルとは別に書類により提出すること。</p> <p>6 その他詳細不明の点については、静岡県立こころの医療センター総務室（TEL:054-271-1135）に照会すること。</p> |